

## 公認心理師法で求められる実習・実務経験プログラムとは ——総合病院における研修——

中嶋 義文

第1回公認心理師試験を経て約28,500人の公認心理師が誕生した。今後、精神保健医療領域で公認心理師の活動の場が広がるものと期待されている。公認心理師の特徴は、①公器、②基礎心理学必修、③実習強化の3点にある。それゆえ、公認心理師法において実習・実務経験プログラムの要件は厳密に規定されている。公認心理師法における実践実習は正統的周辺参加論(Theory of legitimate peripheral participation)モデルに基づいており、成人学習理論におけるアクティブ・ラーニングが求められる。このモデルによれば、学習は「知識の伝搬」ではなく、「社会的な活動のなかにおいて役割を果たせること」と定義される。また、アクティブ・ラーニングが行われるフィールドは本物であり、一定の責任を与えられるものである必要がある。実際の総合病院では、チーム医療の一員として診療に参加し、一定の役割・責任をもちながら外来で予診をとる、病棟の患者の不安を軽減するなどの実践が期待される。大学・大学院と学外実習施設の関係においては、契約と報告、それぞれにおける実習体験からの知識・技能の体系化が必要となる。研修の質と安全の担保のために、連携・報告やスーパーヴィジョンの仕組み作りなどプログラムの精緻化が求められる。公認心理師の育成にあたる大学人と現場の現任指導者には相応の覚悟が求められる。

<索引用語：公認心理師，実践実習，正統的周辺参加論>

### はじめに

公認心理師法は2015年9月9日に成立、2017年9月15日に施行された。心理技術専門職としては初めての国家資格となった。2018年第1回公認心理師試験を経て約28,500人の公認心理師が誕生した。2018年診療報酬改定により診療報酬上心理技術専門職が必要とされているものは公認心理師が必要とされることとなった。2009年の調査では、心理職の約3割が医療・保健領域に従事しているとされていたが、今後、精神保健医療領域で公認心理師の活動の場が広がるものと期待されている。

公認心理師の特徴は、①公器：「国民の心の健康の保持増進に寄与すること」、②基礎心理学必

修：大学における必要な25科目50単位以上を履修すること、③実習強化：保健医療領域は必修とすることの3点にある<sup>1)</sup>。それゆえ、養成課程における実習・実務経験プログラムの要件は厳しく設定されている。

### I. 公認心理師法に定める実習・実務経験<sup>1~3)</sup>

公認心理師養成には、大学・大学院を履修修了し受験資格を得るルート(1号ルート)と、大学を履修卒業後1号ルートと同等以上の専門的な知識および技能を、認定された施設において認定された実務経験プログラムに沿って2年以上(標準3年)で修了し受験資格を得るルート(2号ルート)がある。

表1 到達目標と科目に含まれる事項の定義の関係

到達目標	
24. その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 具体的な体験や支援活動を、心理に関する支援を要する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる。</li> <li>2. 実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。</li> <li>3. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。</li> </ol>
大学院における科目	含まれるべき事項
10. 心理実践実習	<p>①実習生が、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の上に、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習指導者又は実習担当教員による指導を受けること。実習施設の分野については主要5分野に関する学外施設のうち、3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関は必須とする。また、医療機関以外の施設においては見学を中心とする実習を含む。</p> <p>(ア)心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得  (1) コミュニケーション、(2) 心理検査、(3) 心理面接、(4) 地域支援等  (イ)心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成  (ウ)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ  (エ)多職種連携及び地域連携  (オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p> <p>②担当ケースに関する実習の時間は270時間以上(うち学外施設での当該実習時間は90時間以上)とする。</p> <p>③実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、①の(ア)から(オ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連携調整を密に行う。</p> <p>④大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室での実習は主要5分野のいずれにも含まれないこととして取り扱う。</p>

公認心理師法には24の到達目標と大学における必要な25科目、大学院における必要な10科目が定められている。表1に到達目標と心理実践実習に含まれるべき事項の定義との関係を示した。

実習は、心理実習(大学80時間以上)・心理実践実習(大学院450時間以上)が必修である。保健医療領域として医療機関(病院または診療所)での実習は必須である。心理実習には学生15人につき1人、心理実践実習には5人につき1人の実習担当教員と実習施設における実習指導者が必要とされ、当面の間は5年以上の経験のある医師等で大学等が適当と認める者を実習指導者として実習開始の6ヵ月以上前に届出登録する。心理実習は見学でもよいが、心理実践実習は担当ケースに関する実習時間(事前事後の指導を含む)は270時間以上(うち、学外施設において90時間以上)

が求められる。

表2に大学(実習)と大学院(実践実習)の要求される実習内容の水準を示した。

表3に実務経験プログラムの要求水準をまとめた。実施施設はプログラム開始6ヵ月以上前に申請書を文部科学大臣および厚生労働大臣に提出する必要がある。施設概要・責任者・内容および期間・指導者・募集定員(2人以上、公募)と採用方法・処遇などを事前に厚生労働省の公認心理師制度推進室と相談する必要がある。心理支援従事時間(事前事後の指導を含む)は720時間以上かつ240回以上が求められる。そのうち270時間以内は大学院の科目に相当する講義の受講などにより代替可能である。3例以上のケース担当と多職種連携業務の経験も求められる。公認心理師が汎領域資格であることに鑑み、実務経験分野以外の

表2 実習の内容

大学	大学院
実習生が、心理に関する支援を要する者(以下「要支援者」という)等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援(公認心理師法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの)を行う。	同左
次の(ア)～(ウ)について、見学等による実習を行いながら、実習担当教員又は実習施設の実習指導者による指導を受ける。 (ア)要支援者へのチームアプローチ (イ)多職種連携及び地域連携 (ウ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	次の(ア)～(オ)について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。 (ア)要支援者等に関する知識及び技能の修得 (イ)要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ)要支援者へのチームアプローチ (エ)多職種連携及び地域連携 (オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

表3 実務経験プログラム

実務経験 (2年以上) 大学院における実習施設として定める施設に準ずる施設
プログラム内容 (文科省・厚労省審査認定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開始・改変6ヵ月前までに審査認定必要</li> <li>● 多職種との連携を含む業務</li> <li>● 720時間以上かつ240回以上の面接等 (うち270時間以内を講義で代替可)</li> <li>● 3例以上のケース担当</li> <li>● 他分野の見学・研修2分野60時間以上</li> <li>● 指導体制と指導スケジュール</li> <li>● プログラムの期間 (3年を標準)</li> <li>● 到達目標の管理方法</li> <li>● 受入可能人数 (2名以上)</li> </ul>

表4 実践実習と正統的周辺参加論

実践実習＝アクティブ・ラーニング
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加する</li> <li>● 助力を求める</li> <li>● 実践に必要な能力を獲得する</li> <li>● 一定の役割・責任をもちながら外来の予診や病棟の患者の不安を軽減するなど</li> </ul>
正統的周辺参加論 [theory of legitimate peripheral participation (Lave and Wenger)]＝診療参加型(チーム医療)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習は「知識の伝搬」ではなく「社会的な活動のなかにおいて役割を果たせること」</li> <li>● 本物である</li> <li>● 責任がある</li> </ul>

2つ以上の分野の施設で60時間以上の見学や研修を行うことが望ましいとされる。修了時の到達目標の達成評価体制確保も求められる。

## II. 実践実習と正統的周辺参加論 (表4)

公認心理師法における実践実習においては、成人学習理論におけるアクティブ・ラーニングが求められる。そこでは実際の対人援助場面に参加すること、必要な助力を求め、実践に必要な能力を獲得することが可能となっていなければならない。実際の総合病院での実践実習において

は、一定の役割・責任をもちながら外来で予診をとる、病棟の患者の不安を軽減するなどの実践が期待される。

公認心理師法における実践実習は、正統的周辺参加論 (theory of legitimate peripheral participation) モデルに基づいている。Lave, J. and Wenger, E.<sup>4)</sup>はフィールドワークを通してさまざまなコミュニティで素人(初学者)が玄人(熟練者)へと成長する過程において、新参者としてフィールドの周辺から参加し経験を積むことで中心的な役割を果たせるようになる過程を正統的周

辺参加論として提唱した、専門職の成長や技能の獲得のモデルとして現在広く受け入れられている。このモデルによれば、学習は「知識の伝搬」ではなく、「社会的な活動のなかにおいて役割を果たせること」と定義される。また、アクティブ・ラーニングが行われるフィールドは本物であり、一定の責任を与えられる必要がある。実際の総合病院では、チーム医療の一員として診療に参加する形での実践が期待される。

### Ⅲ. 大学・大学院と学外実習施設の関係

これまで、心理職養成の大学・大学院では学外実習施設に実習依頼を行い、実習施設での実習体験の体系化はともすれば大学・大学院に指導を丸投げしている形であった。公認心理師制度では大学・大学院での事前教育・事後教育を通しての知識・技能の体系化を行うことはもちろん、学外実習施設においても研修指導者がいることが義務づけられ、実習体験・現場体験とともに知識・技能の体系化を行うことが求められる。大学・大学院と学外実習施設との間に契約と指導料の支払いが行われ、実習を委託し、報告を行うという関係が成立する。このような学外実習実装には、人的制約・時間的制約・コストが制約条件となる。人的制約としては、受け入れ可能人数の上限が存在する。実践実習では、実習施設の研修指導者が1~2名であれば1日に受け入れられる人数は2名程度であろう(見学実習ではより多数となる)。また、実習施設の研修指導者の資格・技能・処遇についても課題があり、資格や技能については今後導入される研修指導者講習会で定義されていくだろう。時間的制約としては、公認心理師法で規定されている最低90時間は週5日で3週間、週1日で3ヵ月相当であるが、当院で行っている週2日6ヵ月間のインターンシップは400時間相当、3年間の実務経験プログラムでは5,400~6,000時間相当であり、実習内容(到達目標)に時間による制約が出現する(当然、実習時間が短ければ到達目標は低く設定せざるを得ない)。コストについては施設と契約によって異なるものの、実習委託費は

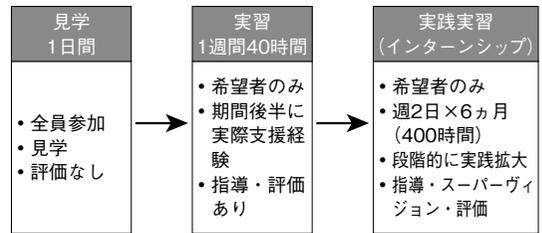


図 段階的実習の例

1日1人あたり1,000~5,000円の間で最低90時間では13,000~75,000円が施設へ支払いされることとなる。その全額ないし半額程度が研究費などとして研修指導者へ渡ることが望ましいだろう。

いきなり何も知らない初学者が現場に入るといふ実習施設の負担を下げるためには段階的実習の導入を考慮するとよい。当院では、図のような1日間の見学、1週間(40時間)の実習、400時間の実践実習(インターンシップ)という体制で初学者と現場の相互の負担を低減している。

### Ⅳ. 実習・実務経験プログラムの課題

フィールドにおける研修の質と安全が担保されるためには、まず何よりも大学・大学院と外部実習機関との連携が重要である。お互いに負担の少ない事前/事後評価・指導・報告方法を事前に取り決め、その実行を確認していく必要がある。また、実習生、患者や他職員を含む外部実習機関の安全の担保のためには、事前教育や1対1場面でのスーパーヴィジョンの仕組み作りなどカリキュラムの精緻化が必要であろう。

### おわりに

制度と指導者とプログラムのないところで専門職は生まれない。公認心理師法で求められるプログラムが、本物であり一定の責任をもたせるものであるよう設計されるためにも大学人と現場の現任指導者の相応の覚悟が求められる。

なお、本論文に関連して開示すべき利益相反はない。

文 献

1) 中嶋義文：公認心理師に求められるもの——一般医療領域で働く心理専門職のために——。精神経誌, 119 (2); 98-104, 2017

2) 厚生労働省：公認心理師 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>) (参照

2019-07-03)

3) 日本心理研修センター：公認心理師とは (<http://shinri-kenshu.jp/guide.html>) (参照 2019-07-03)

4) Lave, J., Wenger, E. : *Situated Learning : Legitimate Peripheral Participation*. Cambridge University Press, New York, 1991

---

## Training Program for Certified Psychologists at General Hospitals

Yoshifumi NAKASHIMA

*Department of Psychiatry, Mitsui Memorial Hospital*

More than 28,500 psychologists are certified after the first national examination and will work in the mental health field. Certified Psychologists should be public, psychology-based, and well trained. Therefore, the training program for Certified Psychologist is strictly enforced. It is based on the theory of legitimate peripheral participation (LPP) (Lave & Wenger, 1991). Active learning is essential. According to LPP, reflective learning and partial responsibility of novices in real-world settings is important. In general hospital settings, novice trainees are expected to become a member of a team, performing pre-examinations for new outpatients or calming inpatients with limited roles and responsibilities. Academic training staff and hospital training staff should be prepared to work on contracts, reporting, supervision, and program elaboration.

< Author's abstract >

< **Keywords** : certified psychologists, active learning, theory of legitimate peripheral participation >

---